

UR賃貸住宅への定期借家契約導入計画の撤回を求める意見書

独立行政法人都市再生機構は、UR賃貸住宅への定期借家契約の幅広い導入を決定しており、その内容は、契約期間は5年、期間満了によって終了、更新はしない、期間中の家賃改定及び家賃額の引下げも行わない、期間満了時に機構の都合により再契約はあり得る等とするものである。平成21年度の試行実施は、32団地約3万戸、うち神奈川県内では3団地が導入対象とされており、年度内に導入を予定している団地再生予定団地の戸数を合わせると、全賃貸住宅の管理戸数の2割に拡大するとしている。

しかしながら、定期借家契約の導入を拡大することは、国が進めようとしている「住宅セーフティネット」や「在宅長寿対応住宅」などの施策拡充と矛盾するばかりでなく、居住者個々の居住の安定を奪うことにもなり、借家契約内容の異なる居住者の混在が団地管理上の混乱を生じさせ、長年にわたって自治会が培ってきた地域コミュニティをも壊してしまうことになる。

よって、政府等関係機関におかれては、居住者にとって安定的な居住を確保するためにも、定期借家契約の導入計画を撤回するよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月5日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 }
国 土 交 通 大 臣 } あて
都 市 再 生 機 構 理 事 長 }